

グループホーム 一乗寺ほっこり庵 重要事項説明書
(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護)

1 主体事業所

事業主体名	医療法人 社団 都会
代表者名	渡辺 康介

法人概要

医療機関	渡辺医院	京都市北区大宮南田尻町 5 6
	渡辺西賀茂診療所	京都市北区大宮南田尻町 5 9
介護保険サービス事業	ホームヘルプステーション であい	京都市北区大宮南田尻町 5 9
	渡辺西賀茂診療所居宅介護支援事業所	
	訪問看護事業所	
	訪問リハビリ事業所	
	ショートステイにしがも	
	西賀茂デイサービスセンター	京都市北区西賀茂鹿ノ下町 4 8
	グループホームほっこり庵	京都市北区大宮上ノ岸町 6 - 6

ご利用施設

施設の名称	医療法人 社団 都会 グループホーム 一乗寺ほっこり庵
施設の所在地	〒606-8116 京都府京都市左京区一乗寺宮ノ東町 3 7
管理者名	中島 直樹
電話番号・FAX	TEL 075-702-0385 FAX 075-205-1086
事業所番号	2690600040

2 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症状により自立した生活が困難になった高齢者に対し家庭的な環境のもとで日常生活の援助・精神的な援助を受ける事により、今までの人生を尊重した安心と尊厳のある生活をおくることの出来る「家庭」を提供する。 ・ 地域や社会にグループホームケアや認知症高齢者への正しい理解を普及する。
施設運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 ② 入居者の個別性を尊重し常に利用者の心身の状態に適したサービスの提供に努めると共に利用者が必要とする適切なサービスを提供する為に、個別の介護計画を作成する。 ③ 利用者及びそのご家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 ④ 入居者だけではなく、そのご家族の心身の負担軽減の為の援助も行う。 ⑤ 常に提供したサービスの質の管理・評価を行う。 ⑥ 地域や関連諸機関と連携をとり、認知症高齢者やグループホームケアの正しい普及に努める。

3 敷地の概要

(1)敷地及び建物

敷地面積		617.910㎡
建物	構造	木造二階建て（二階部分使用）
	延べ床面積	256.495㎡
	利用定員	9名（1ユニット）

(2)主な設備

	内 容
共用施設	台所・リビング・浴室・トイレ・エレベーター
居室	1人部屋（9.46～10.00㎡）・各部屋に洗面所・クローゼット・下駄箱設置

4 職員体制

管理者	適切な指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設等の職員又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有するものであって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。		
	資格	常 勤	非常勤
管理者	介護支援専門員 介護福祉士 2級ヘルパー	1名（介護職兼務）	
計画作成担当者	介護支援専門員 介護福祉士 2級ヘルパー	1名（介護職兼務）	
全介護職員の取得資格の一覧。（管理者、計画作成担当者含む） ※一人で複数の資格を持つ場合は一つのみ記載。			
常勤	介護支援専門員 1名 介護福祉士 3名 社会福祉士 0名	ヘルパー2級 0名 無資格 4名	
非常勤	介護支援専門員 0名 介護福祉士 0名 社会福祉士 0名	ヘルパー2級 0名 無資格 1名	

5 職員の勤務体制

	勤務時間	
日勤	9:00～18:00	0～1名
早出	7:30～16:30	2名
遅出1	11:00～20:00	1名
遅出2	13:00～22:00	1名
夜勤	22:00～7:30	1名
夜間及び深夜の時間帯：21:00～6:00		

6 サービス内容と利用料

	サービスの内容	介護保険給付費	
		要介護度	①基本単位 1日あたり
介護保険給付サービス	① 入浴・排泄・食事・着替えなどの介護	要介護度	①基本単位 1日あたり
	② 日常生活上の世話	要支援2	761 単位
	③ 日常生活における機能回復訓練	要介護1	765 単位
	④ やすらいだ日常が過ごせる様精神的な援助	要介護2	801 単位
	⑤ 相談・援助	要介護3	824 単位
	⑥ 家族への援助	要介護4	841 単位
	⑦ 医療連携体制の確保及び健康管理・重度化された入居者の援助を行う	要介護5	859 単位
		②初期加算入居後 30 日	1 日 30 単位
		③医療連携体制加算Ⅰハ	1 日 39 単位
		④医療連携体制加算Ⅱ	1 日 5 単位
		⑤協力医療機関連携加算	1 日 100 単位
		⑥生活機能向上連携加算	1 月 200 単位
		⑦口腔衛生管理体制加算	1 月 30 単位
		⑧栄養管理体制加算	1 月 30 単位
		⑨科学的介護推進体制加算	1 月 40 単位
		⑩口腔・栄養スクリーニング加算	6 ヶ月 1 回 1 回 20 単位
		⑪認知症専門ケア加算	1 日 3 単位
		⑫認知症チームケア推進加算	1 月 120 単位
		⑬サービス提供体制強化加算	1 日 6 単位
		⑭退去時相談援助加算	1 回 400 単位
		⑮看取り介護加算	死亡日以前 31～45日 72 単位 死亡日以前 4～30日 144 単位 死亡日前日及び前々日 680 単位 死亡日 1,280 単位
		⑯介護職員処遇改善加算Ⅱ	①～⑮より算定した単位数の 1000 分の 178 に相当する単位数
	※1 単位は 10,45 円 ※自己負担額は 1 割		

介護保険給付外サービス	食材料費	朝食 1回 400円 昼食 1回 600円 夕食 1回 800円 おやつ1回 300円
	日常生活品費	16,000円/月
	光熱費	21,000円/月
	部屋代	70,000円/月
	その他日常生活において個人的に必要な物の費用	実 費 分

7 入所一時金（敷金）について

金額	敷金の取り扱いについて
300,000円	退去時、居室の原状復帰にかかる費用を負担し、残りを返金する

8 協力医療機関・提携福祉施設

協力医療機関名および連携福祉施設	所在地	電話
医療法人 社団都会 渡辺医院	京都市北区大宮南田尻町5-6	075-493-4300
鞍馬口医療センター	京都市北区小山下総町2-7	075-441-6101
(医)稲門会介護老人保健施設 フェアウインドきの	京都市左京区岩倉幡枝町1-1-9	075-712-5252

9 緊急時の対応

状態の変化や事故があった場合は、医療連携体制の確保により、主治医・救急隊に連絡し敏速に対応すると共に、ご家族・担当の介護支援専門員へ連絡します。

10 非常災害時の対応

非常時の対応	別途に定める「消防計画」にのっとり対応します。
平常時の訓練	別途に定める「消防計画」にのっとり年2回の避難訓練を、入居者の方も参加していただき実施します。 定期的に火災通報機・非常災害時等のマニュアルを確認し周知する
防火設備	消火器・避難階段・誘導灯・自動火災報知器・火災通報装置 漏電火災警報機
消防計画など	消防署への届出日 平成30年6月26日 防火管理者 中島 直樹

11 外部評価受審状況

外部評価実施の有無	有（運営推進会議における評価）
実施した直近の年月日	令和6年3月23日
実施した評価機関の名称	京都市修学院地域包括支援センター
評価結果開示方法	事業所内ファイルにて公表
第三者評価	未受審

12 相談苦情の窓口

(1) 事業所内

苦情相談室	担当者	中島 直樹
	ご利用時間	8:30～17:30
	ご利用方法	電話・文章・来所・訪問など
	TEL	075-702-0385
	FAX	075-205-1086

(2) 行政機関その他苦情受付機関

京都市左京区 介護保険担当課	所在地	〒606-8511 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2
	電話	075-702-1069
	FAX	075-702-1316
	受付時間	午前8時45分～午後5時30分 (土・日・祝日及び年末年始は除く)
	所在地	〒600-8411 京都市下京区烏丸通り四条下る水銀屋町620番地 COCON烏丸内
京都府国民健康保険団体 連 合 会 苦 情 相 談 窓 口	電 話	075-354-9090
	F A X	075-354-9055
	受付時間	午前9時00分～午後5時00分 (土・日・祝日及び年末年始は除く)

13 個人情報および守秘義務

- 1 事業者およびサービス従事者は、サービスを提供する上で知り得た個人情報、利用者及びその家族、利用者代理人等に関する事項の守秘義務を遵守するものとします。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続するものとします。
- 2 事業所は、サービス担当者会議において、個人情報、利用者およびその家族に関する事項を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報の提供をすることができます。

◎個人情報取り扱い責任者 管理者 中島 直樹

14 ハラスメント行為の禁止

ハラスメント行為等により、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することもあります。

(1) パワーハラスメント

怒鳴る、叩く、蹴るなどの身体的攻撃、人格を否定するような発言をする精神的攻撃

(2) セクシャルハラスメント

性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問、言動。身体への接触、わいせつな行為、画像の閲覧

(3) カスタマーハラスメント

- ・職員に対して行う恫喝、恐喝、土下座の要求、金銭の要求、謝罪文の要求、大きな声を上げる、物を叩く、投げつける、呼び出す、居座る、誹謗中傷などの迷惑行為の禁止。

- ・サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載する行為の禁止。(個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意が必要)

15 地域運営推進会議設置

<p>地域運営推進会議 の設置</p>	<p>設 置 基 準</p> <p>①事業所は、指定認知症対応共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等より構成される協議会（地域運営推進会議）を設置し、概ね2ヶ月に一回以上、地域運営推進会議に対し活動状況を報告し、地域運営推進会議による評価を受けるとともに、地域運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</p> <p>②事業所は、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表するものとする。</p> <p>③事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>④事業所は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談等および援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>
-------------------------	--

16、身体拘束の適正化 原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、下記の通り、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1. 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合

2. 非代替性：身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止する事ができない場合

3. 一時性：利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く

17、虐待防止に関する対策 人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

事業所 所在地 京都市左京区一乗寺宮ノ東町37
 名称 グループホーム 一乗寺ほっこり庵
 (事業者番号 2690600040)

管理者 中島 直樹

私は、この重要事項説明書により、グループホーム 一乗寺ほっこり庵 入居にあたり重要な事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名

(代理人) 住所
氏名